

令和4年度

# 事業計画書・予算書

社会福祉法人 おおい町社会福祉協議会

## 1 法人運営事業

全事業を総括し、役員活動、組織強化等に取り組みます。

### (1) 継続活動

- ・全事業の統括と各種法令遵守の下、事業運営、安定経営に努める。
- ・定例役員会（理事会、評議員会、小規模運営推進会議等）の実施とあわせ役員とともに地域との連携、強化に努める。
- ・社協自主財源（戸別会費、賛助会費）の募集に努める。

### (2) 重点活動

- ・数年先には、介護サービス利用対象者も減少傾向となる為、その動向を見据えた事業展開を推進します。又、介護職員も人材不足傾向にあり、持続可能な運営形態（縮小・休止等含む）を再検討します。特に、建物の老朽化が課題とされる「かんよもん」については、営業しながらの大規模修繕は実質不可能である為、町当局には本会の方針を伝え、数年先の介護保険計画には何らかの形態で反映されるよう継続し提案します。
- ・法改正により、車両運行前にアルコール検査が義務化されるので、平成25年度から数年間運用していた措置を再開します。又、各種ハラスメントに関する取り扱いも法人の責務として強化されます。これまでどおり、内部通報制度の活用や外部の相談窓口を増やす措置を講じます。

## 2 企画・広報事業

新規事業の企画、研究と福祉サービスを含む社協情報の周知に取り組みます。

### (1) 継続活動

- ・社協だより（年三回）の発行
- ・社協ホームページ等の運営と公開
- ・各種福祉制度に関するパンフレット作成と周知
- ・賛助会員募集活動（町内外企業・商店）
- ・障害（児・者）の一般就労支援活動を推進する。

### (2) 重点活動

- ・日常生活のあり方は、コロナ禍以前に戻ることは数年かかるか、もしくはこのまま継続することが予測される為、三密の対策が難しい事業については、コロナ禍でも実施できる事業形態を提案します。  
（ワクチンの効果や特効薬の流通も見直しの際、考慮）

## 3 福祉の地域づくり推進事業

住民参加による活動の場づくりと福祉推進員や地域の関係者と連携し、地域における見守り活動等の推進に取り組みます。

### (1) 継続活動

- ・福祉の地域づくりモデル地区（5地区）への活動を支援します。
- ・日常生活における要援護者の把握と地域における助け合い活動を推進し支援活動に努めます。
- ・小地域福祉活動拠点として、各小規模多機能ホームをボランティア・団体、地域住民の集いの場として開放します。
- ・社会貢献活動として、役職員による地域美化・清掃活動を実施する他、関係機関と連携し、障害（児・者）の一般就労支援活動に繋がります。

## （2）重点活動

- ・福祉の地域づくりフォーラム（毎年3月）と福祉映画上映について、三密対策がとれ、実現可能な開催方法を再検討します。
- ・おいふれあい福祉まつりに変わる、福祉関係イベントを開催します。  
（令和3年度：ゆるスポーツ講演会・体験）

## 4 総合相談事業

福祉サービスや日常生活での課題に対する相談窓口を開設し、その解決支援に取り組めます。

### （1）継続活動

- ・心配ごと相談所の開設（年12回、毎第一金曜）
- ・無料法律相談所の開設（年15回、毎第三金曜、6月10月2月第二金曜）
- ・福祉総合相談所の開設（随時受け付け、介護相談は日曜除く）
- ・各関係機関との連携により、柔軟に各種相談に対応する。

### （2）重点活動

- ・日常生活困窮課題の解決に向け、伴走型の個別支援体制を講じます。

## 5 ボランティアセンター事業

住民参加によるボランティア活動の推進とボランティアの更なる拡大に取り組めます。

### （1）継続活動

- ・ボランティア推進委員会の開催（年3回）
- ・ボランティアの登録、受付、コーディネート
- ・ボランティア出前講座（福祉教育の推進）（年5回）
- ・ボランティア情報誌の発行（年12回）
- ・各種収集活動（使用済み切手、エコキャップ等）の支援
- ・各小規模多機能ホームを拠点に、全年齢層を対象としたボランティア啓発事業を企画、実施する。

### 重点活動

- ・日常生活の中で、高齢者や障がい者が必要とする内容について、「ちょいボ

ラ」を企画・運営します。

- ・災害時ボランティアセンター連絡会の運営の中で、各種災害における研修会（勉強会）を実施。

## 6 共同募金配分金事業（共同募金委員会活動含む）

赤い羽根共同募金による配分金を財源とし、高齢者、障がい者等、各種団体への助成支援事業と地域福祉推進に関する事業展開に取り組みます。

### （1）継続活動

- ・共同募金委員会と連携し、募金広報活動および募金収集を実施  
（小中学生、福祉推進員、受配団体等との協働参画による街頭募金活動）  
（役職員による、法人募金収集活動）  
（各種イベント時に共同募金ブースを出店）
- ・福祉教育推進のため、福祉協力校を指定（町内6校）
- ・住民への貸出備品整備と高齢者向けの支援事業を実施
- ・各配分希望団体の募集と支援

### （2）重点活動

- ・法人募金活動において、一部の企業や商店の中には、コロナ禍の影響もあり、閉店や賛同を得られない店舗も増加傾向にあります。これにより募金目標額との差も増え、配分額も減少していることを受け一部の配分事業を見直すこととします。

## 7 日常生活支援関連事業

生活困窮者および低所得者・世帯に対し必要な生活資金を貸付および相談支援

### （1）助け合い金庫貸付事業

おおい町社協独自の貸付事業であり、目的寄付を財源として運営  
（償還が滞っている利用者への償還指導を強化）

### （2）生活福祉資金貸付事業

福井県社会福祉協議会との連携により相談、貸付事務を実施

### （3）日常生活自立支援事業

成年後見までには至らない方、もしくは併用し、日常生活をサポート

## 8 高齢者介護予防・生活支援関連事業【町受託事業】

主に町実施事業を受託し、自主財源事業と社協が有する人的資源により、総合的な日常生活支援体制等の下、以下の事業を運営します。

（1）給食サービス 月4回、調理・配達ボランティアの協力により実施

（2）寝具乾燥サービス 年2回、福祉推進員の協力により実施

（3）移送サービス 月2回、高齢者・障がい者等の外出を支援

（4）介護者教室 介護者家族の会への支援と介護教室・講座の定期開催

- (5) ふれあいサロン 実施地区への活動支援とサロンリーダー育成
- (6) ふれあいサービス 総合事業／通所 A (週 1・5カ所にてリハビリ体操等)  
2層の生活支援コーディネータを配置
- (7) 生活支援ハウス 入居利用者への生活支援
- (8) 買い物代行 週 2 回、支援員他ボランティアの協力により運営
- (9) その他
  - 戦没者追悼式運営 毎年 9 月、町主催にて実施 (町民センター)
  - さきやま会館管理 管理・清掃業務を実施  
(障害者雇用や生活困窮者の就労支援の場とする)

## 9 介護保険等関連事業

### (1) 継続事業

健全な財務状況に努めつつ、サービスの質を確保 (向上) し、利用者・家族に望まれ、住民からも親しまれる事業運営に努めます。

- ・訪問介護 1 事業所 (ヘルパーステーション名田庄) 大飯は休止から廃止  
となりましたが、名田庄枠で対応します。  
障害者総合支援法による居宅介護サービス含む
- ・通所介護 1 事業所 (あっとほ～むいきいき館／町指定管理)
- ・居宅支援 2 事業所 (本所および名田庄事務所に設置)
- ・小規模多  
機能ホーム 5 事業所 (ひだまり、きぼう、やすらぎ、かんよもん、  
びわの木) 基準該当で生活介護・短期入所併設

### (2) 重点事項

- ・居宅支援事業においては、より多くのサービス加算を受けれるよう、事業所や体制の在り方を見直します。
- ・介護人材の確保に努め、適切な処遇改善を推進します。

## 10 関係福祉団体・機関等との連携および支援

- (1) 福祉団体および事務局との協働、支援 (老人クラブスポーツ大会等)
- (2) 福祉関係機関などが実施する事業への協力 (敬老会、追悼式等)
- (3) 障害者自立支援協議会・関係団体が主催する協議会等への協力と参加

## 11 その他事業

### (1) 県社協関係

- ・県内各社協との災害時相互支援協定による訓練を実施